

旭川市消費生活会議について

1 会議の設置根拠

＜根拠規定＞ 旭川市民の消費生活を守り高める条例第 27 条の 2 第 1 項

2 会議の設置目的

- 消費者施策への市民意見の反映
- 消費者苦情処理の円滑化（苦情処理部会）

3 会議の役割

- 市長の諮問に応じ，消費者施策の推進に関する重要事項について調査審議すること。
- 市長から付託を受けた消費者苦情に係るあつせん又は調停を行うこと。
- 消費者施策の推進に関する事項について，市長に意見を述べること。
- その他

4 委員の構成

委員数 10 人（学識経験者 4 人，事業者 3 人，消費者 3 人）

＜根拠規定＞ 旭川市民の消費生活を守り高める条例第 27 条の 2 第 1 項
旭川市消費生活会議規則第 2 条

5 委員の任期

2 年間（旭川市消費生活会議規則第 3 条）

令和 4 年 3 月 2 日～令和 6 年 3 月 1 日

6 委員の身分

非常勤特別職

＜根拠規定＞ 地方自治法第 202 条の 3 第 2 項及び地方公務員法第 3 条
第 3 項第 2 号

[参考条文]

○旭川市民の消費生活を守り高める条例(抜粋)

(消費生活会議)

第27条の2 市長は、消費者施策に市民の意見を反映させるとともに、消費者苦情の処理の円滑化を図るため、学識経験者、消費者及び事業者で構成する旭川市消費生活会議(以下「消費生活会議」という。)を置く。

2 消費生活会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 市長から付託を受けた消費者苦情に係るあつせん又は調停(以下「あつせん等」という。)を行うこと。

(3) 消費者施策の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

3 消費生活会議は、あつせん等を行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 消費生活会議は、あつせん等を行わせるため、消費生活会議に消費者苦情処理部会(以下「苦情処理部会」という。)を置く。

5 あつせん等については、苦情処理部会の決定をもって消費生活会議の決定とする。

6 消費生活会議は、必要があると認めるときは、苦情処理部会のほか、消費生活会議に部会を置くことができる。

(消費者訴訟の援助)

第26条 市長は、消費生活上の少額の被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が、事業者を相手にして行う訴訟(以下「消費者訴訟」という。)を自ら提起することが困難であり、かつ、同一の被害者が多数存在する場合で、被害者が消費者訴訟を提起することを決定したときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに、事業者の社会的責任を追求するため必要な援助を行うことができる。

2 前項の援助は、被害者が行う他の被害者への呼びかけ、立証活動の協力、消費者訴訟に要する費用の貸付、その他訴訟活動に必要なものとする。

3 市長は、第1項の援助を行おうとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。

(公表)

第29条 市長は、事業者が第27条の2第3項の規定による出席若しくは資料の提出の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは第27条の3第2項の規定による報告、資料の提出、立入調査若しくは質問に対する回答を正当な理由がなく拒み、虚偽の報告をし、虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の回答を行つたとき、又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、その経過及び事実を事業者の意見を付して公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知して、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、消費生活会議の意見を聴くものとする。

○旭川市消費生活会議規則

昭和50年10月16日 規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市民の消費生活を守り高める条例(昭和50年旭川市条例第36号。以下「条例」という。)第27条の2第1項の規定に基づき設置する旭川市消費生活会議(以下「消費生活会議」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消費生活会議は、学識経験者のうちから選任される委員4人、事業者のうちから選任される委員3人及び消費者のうちから選任される委員3人をもつて組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 消費生活会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、消費生活会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 消費生活会議の会議は、会長が招集する。

2 消費生活会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 消費生活会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(苦情処理部会)

第6条 条例第27条の2第4項の消費者苦情処理部会(以下「苦情処理部会」という。)は、学識経験者のうちから選任される委員3人、消費者のうちから選任される委員1人及び事業者のうちから選任される委員1人をもつて組織する。

2 苦情処理部会の委員は、会長が指名する。

3 苦情処理部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は、苦情処理部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、苦情処理部会の会務を掌理する。

6 副部会長は、部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 前条の規定は、苦情処理部会について準用する。この場合において、同条中「消費生活会議」とあるのは「苦情処理部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 条例第27条の2第6項の部会の組織，運営等に関し必要な事項は，消費生活会議において決定する。

2 第5条及び前条第2項から第4項までの規定は，部会について準用する。この場合において，第5条中「消費生活会議」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と読み替え，前条第2項から第4項まで中「苦情処理部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 消費生活会議の庶務は，市民生活部において処理する。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか，消費生活会議の組織，運営等に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(昭和56年1月14日規則第5号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日規則第67号抄)

1 この規則は，平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(旭川市消費者苦情処理委員会規則の廃止)

2 旭川市消費者苦情処理委員会規則(昭和50年旭川市規則第56号)は，廃止する。

(旭川市消費生活センター規則の一部改正)

3 旭川市消費生活センター規則(平成13年旭川市規則第74号)の一部を次のように改正する。
第5条第5号中「消費生活会議及び消費者苦情処理委員会」を「消費生活会議」に改める。

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月15日規則第34号)

この規則は，平成30年3月2日から施行する。